

熊野市身近なみどり整備推進事業

市内の森林で倒木の恐れがある樹木から住民の生命や財産を守るため、危険木の所有者で伐採を行う者に対して補助を行う事業。

(事業対象者は山林所有者)

危険木の基準

- ・ 樹高が 10 m 以上の樹木。
- ・ 胸高直径が 20 cm 以上の樹木。
- ・ 樹幹が傾き、他人の住宅等の敷地内に越境している樹木又は、枯損木であることが明らかな樹木。

補助金の額

危険木の伐採に要した経費の 2 分の 1 に相当する額とし、20 万円を限度とする。

【問い合わせ先】熊野市役所 林業振興課
電話 0597-97-1114